


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
 (事務局:気候変動対策認証センター)

平成25年 7月26日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
白川町町有林間伐促進プロジェクト ～東濃ひのきと白川茶の里 豊かな森づくりプロジェクト～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	白川町(シラカワチョウ)		
住所	岐阜県加茂郡白川町河岐715番地		
代表者氏名	町長 今井 良博	代表者役職	町長
担当者氏名	安江 宏行	担当者 所属部署・役職	農林商工課 林務商工グループ 主査
担当者 E-mail	yasue-hiroyuki@ town.shirakawa.lg.jp	担当者電話番号	0574-72-1311
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	該当なし		
プロジェクト参加者名	該当なし		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	白川町(シラカワチョウ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	社団法人 日本能率協会		
検証機関名	社団法人 日本能率協会		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0125
プロジェクト登録日	平成23年 6月30日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>【目的】</p> <p>白川町は、清流と美しい森林が織りなす山紫水明な町である。その豊かな自然からは、良質な建築材「東濃ひのき」や、香り高く味わい深い「美濃白川茶」が育つて。しかし、近年の林業をめぐる情勢は、収益性の低下による生産活動の低迷、就業者の減少や高齢化により従来の生産活動を維持していくことが厳しくなっている。そのため、継続可能な森林経営や水源の涵養、保全といった公益的機能を適切に発揮させるために、間伐等の森林整備が急務である。</p> <p>このような状況の中で、森林の公益的機能は、山間部だけでなく、都市部にもその恩恵が及んでおり、地球温暖化防止機能など注目されているところである。これら社会全体での森林整備への機運の高まりを受けて、町が間伐や路網整備等の森林整備を実施する際に、森林が吸収した CO2 をクレジット化した上で企業等に売却し、都市部の資金を森林整備経費の一部に補填する。また、白川町が率先して J-VER 制度をモデル的に取り組むことにより、町内の民間団体等への普及を図るだけでなく、町民による森林整備の促進や、公益的機能への意識の高揚を図り、近年取り組みの始まった「企業との協働による森林づくり」と相互に推進することにより、更なる中山間地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>本プロジェクトでは、上記の目的を達成するため、白川町が有する町有林約 422ha のうち、約 60ha を対象とした間伐を実施し、CO2 吸収量の増加を達成する。また、搬出が可能な森林については、搬出路を開設すると共に、市場における木材価格の動向を踏まえながら、可能な限り利用間伐を行い用材として利用するものとする。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件1 プロジェクト対象地は全て森林法第 5 条に定める森林である。</p> <p>条件2 プロジェクト対象地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たす間伐である。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

- ① 当該プロジェクト実施地では、クレジット発行対象期間内(2007 年 10 月 1 日～2013 年 3 月 31 日)において、森林施業計画により、間伐が計画された森林であり、転用は計画されていない。
 - ② 2007 年 10 月 1 日以降に森林施業計画に基づき施業(間伐)されたものである。
- 条件3 プロジェクト対象地では、認定基準を適切に満たしている森林施業計画が策定されており、この森林施業計画の長期の方針により森林経営活動を実施する。

【法令遵守状況】

本プロジェクトは、森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)に関連する。このため、関連する法令等に従い、本プロジェクトを実施する。

【採用技術】

プロジェクトで使用する設備・機器等

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時	備考
True Pluse360	ジオサーフ(株)	不明	H22. 1. 29	面積測量機
〃	〃	〃	〃	樹高測定器
キャリパー	ハスクバーナ・ゼノア(株)	〃	H22. 3. 31	胸高直径測定器

【モニタリング方法】

上記に記載の設備・機器により、モニタリング方法ガイドラインに従い実施する。

記号	内容	計測方法
Area _{Forest}	間伐面積	間伐が実施された小班ごとに、コンパスにより実測
地位級	対象森林の土地条件等の階層	モニタリング方法ガイドラインに基づき樹高を測定し、地位級を特定
BEF、R _{radio} 、WD、CF	LULUC の文献値	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の値を使用

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

R001ver. 5.0 に準拠している。

		(その他特筆すべき事項) 【変更内容】 1. プロジェクト対象地の変更 2011 年 2 月の吸収量認証以降、内容の変更はない。 2. モニタリング実施状況 2011 年 2 月の吸収量認証以降、内容の変更はない。 3. モニタリングポイントのグルーピング 2011 年 2 月の吸収量認証以降、内容の変更はない。 4. その他 雪害等の被害はない。					
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (間伐促進型 プロジェクト用) ver4.3					
適用方法論	方法論番号	JRAM R001 ver. 6.3					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大					
モニタリング結果							
モニタリング期間		2012年 1月 1日 ~ 2013年 3月31日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積		33.05 ha					
排出削減・ 吸収量	年 度	2008	2009	2010	2011	2012	合 計
	t-CO2	-	-	-	51	201	252
認証依頼削減・吸収量		252 t-CO2 ³					

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： _____ 白川町 _____</p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p> 類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p> 理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p style="padding-left: 20px;">あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p style="padding-left: 80px;">制度名: _____</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	---

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上